

鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金等交付要綱（平成20年4月10日付第200800003572号鳥取県農林水産部長通知）一部改正新旧対照表
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分が存在する場合には、当該改正部分を改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
第1条～7条 略			第1条～7条 略		
第8条 1～2項 略			第8条 1～2項 略		
3 略			3 略		
(1) 略			(1) 略		
(2) <u>施工</u> 場所（内容）の変更			(2) <u>施行</u> 場所（内容）の変更		
(3) 略			(3) 略		
第9条～第10条 略			第9条～第10条 略		
第11条 1～3項 略			第11条 1～3項 略		
4 補助事業者は、 <u>事業実施主体が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって</u> 、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、 <u>確定次第速やかに、様式第4号により知事に報告を行うこととする。なお</u> 、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。			4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、 <u>様式第4号により速やかに知事に報告し</u> 、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。		
第12条～第18条 略			第12条～第18条 略		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
1～2 略	3 間接補助対象経費	4～6 略	1～2 略	3 間接補助対象経費	4～6 略
	農業経営の開始又は推進のために必要な生産、出荷、加工及び販売等の用に供する機械（軽トラック等の汎用性がある車両を除く。）若しくは施設（用地の取得及び造成を除く。）の整備又はリースに係る経費（国庫補助事業において補助対象となる事業は除く。）。			農業経営の開始又は推進のために必要な生産、出荷、加工及び販売等の用に供する機械（軽トラック等の汎用性がある車両を除く。）若しくは施設（用地の取得及び造成を除く。）の整備又はリースに係る経費（ <u>附帯事務費並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除く。</u> <u>又</u> 、国庫補助事において補助対象となる事業は除く。）。	
	以下 略			以下 略	
(注意) 略			(注意) 略		

様式第 1 号

< 農業経営開始・推進事業 >

1 ~ 3 略

4 事業の内容及び事業費の内訳

番号	事業内容			
	機械又は施設の名称	施工箇所又は設置場所	事業量	購入・リースの別
1				
2				
3				

単位 (円)

番号	事業費 (税込・税抜)	算定基準額	負担区分			備考
			県補助金	市町村補助金	その他	
1						
2						
3						
合計						

(注) 1 「事業費」は、税込・税抜を選択して記載すること。

2 ~ 6 略

5 収支予算 (又は精算) 略

6 事業計画及び事業実施等

年度	機械又は施設の名称	事業量	事業費 (円)	算定基準額 (円)	うち、県補助金額 (円)
以下表 略					

注 1 略

2 「機械又は施設の名称」、「事業費」、「算定基準額」は 4 に準じて記載すること

3 略

7 ~ 10 略

様式第 1 号

< 農業経営開始・推進事業 >

1 ~ 3 略

4 事業の内容及び事業費の内訳

事業内容					事業費 (円)	負担区分			備考
機械又は施設の名称	施行箇所又は設置場所	事業量	竣工日 (完了日)	購入・リースの別		県補助金 (円)	市町村補助金 (円)	その他 (円)	
合計									

(注) 1 「事業費」以下の各金額は、すべて消費税及び地方消費税を控除した額とすること。

2 ~ 6 略

5 収支予算 (又は精算) 略

6 事業計画及び事業実施等

年度	機械又は施設の名称	事業量	事業費 (円)	うち、県補助金額 (円)
以下表 略				

注 1 略

2 「機械又は施設の名称」、「事業費」は 4 に準じて記載すること

3 略

7 ~ 10 略

1 1 消費税の取り扱い
(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

様式第4号(第11条関係)

番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度鳥取県企業等農業参入促進支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)

金 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し)

1 1 消費税の取り扱い
(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

様式第4号(第11条関係)

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

住 所
職 氏 名

年度鳥取県企業等農業参入促進支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金について、鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額 金 円
(年月日付第号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 円

4 補助金返還相当額(3-2) 金 円

(注) 市町村別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第4号 別紙（第11条関係）

（新設）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 事業実施主体名

2 事業実施主体住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕 入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分			
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 〇〇%

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

附則

1 この要綱は、令和5年8月17日から施行する。